

認知症に関する医療資源等の現状

医療資源の分布状況

	一般（床）	療養（床）	（介護療養型）	精神（床）	（認知症治療）	（認知症療養）	在宅療養支援診療所 （所）	診療所の医師数 （人）	サポート医 （人）	かかりつけ 医(人)	訪問看護ステーション （所）
区中央部	13,773	662	(125)	344			146	1,787	8	46	38
区南部	6,564	1,227	(462)	177			106	1,032	6	138	45
区西南部	8,280	1,450	(423)	2,191			145	1,628	4	29	60
区西部	9,072	1,484	(327)	349			141	1,513	2	0	60
区西北部	10,124	3,642	(1,474)	3,838	(50)		182	1,508	4	153	81
区東北部	6,843	2,172	(573)	1,493		(60)	93	931	2	82	61
区東部	6,913	1,073	(229)	431	(43)		95	870	3	62	40
西多摩	1,852	2,342	(912)	2,728	(170)	(240)	10	177	4	16	17
南多摩	6,313	3,728	(1,746)	7,789	(697)	(78)	66	863	4	114	42
北多摩西部	3,167	1,056	(311)	63			28	444	6	23	26
北多摩南部	6,149	1,322	(629)	3,502	(50)		63	780	6	33	40
北多摩北部	4,206	1,551	(759)	2,793			47	425	5	31	26
島しょ	52	3	(0)	0			0	24	0	0	0
計	83,308	21,712	(7,970)	25,698	(1,010)	(378)	1,122	11,982	54	727	536

【参考】都内一般診療所数：12,197施設[有床：1,063施設、無床：11,134施設]（16年10月1日現在。出典：「東京都の医療施設」都福祉保健局）

「認知症治療」は老人性認知症治療病棟の病床数、「認知症療養」は老人性認知症療養病棟の病床数

「サポート医」は認知症サポート医養成研修修了者数、「かかりつけ医」はかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数

病床数は平成19年1月1日現在。ただし、老人性認知症治療病棟は、19年7月1日現在

在宅療養支援診療所数、サポート医数、かかりつけ医数及び訪問看護ステーション数、は19年7月1日現在

診療所医師数は、平成16年12月31日現在（出典：「医師・歯科医師・薬剤師調査」都福祉保健局）

出典について記載のないものは福祉保健局調

地域包括支援センターの設置状況

	第1号 被保険者数	センター 設置数	設置主体		ブランチ 設置数	サブ センター 設置数
			直営	法人等		
区	1,555,490	212	14	198	26	42
市	687,888	106	8	98	25	8
町村	19,624	9	4	5	2	0
計	2,263,002	327	26	301	53	50

（平成19年4月現在：福祉保健局調）

関連学会の専門医数

	都内（a）	全国(b)	（a/b）
日本老年精神医学会	92	769	12.0
日本老年医学会	279	1,434	19.5
日本神経学会	695	4,140	16.8

（出典：各学会ホームページ）

専門医：各学会で定める規則に基づき、一定の臨床経験を有し、試験に合格した医師。認知症そのものにかかる資格とは限らない。

用語の定義

老人性認知症疾患治療病棟

- 医療保険適用の精神病棟の一種
- 急性期の集中的な治療を要する老人性認知症疾患患者を入院させるためのもので、精神病棟を単位とし、人員体制等につき一定の基準を満たすもの
- 専従の精神科医師、作業療法士、精神保健福祉士（又は臨床心理士）が1名以上勤務していること、生活機能回復訓練室を有し、生活機能回復訓練等を行っていること、等の要件がある

老人性認知症疾患療養病棟

- 介護療養型医療施設の一種
- 著しい精神症状又は行動異常のある認知症高齢者（特に著しいもの、急性期を除く。）を入院させるための療養病床以外の病床で、人員体制等につき一定の基準を満たすもの
- 専従の作業療法士、精神保健福祉士（又は準ずるもの）及び介護支援専門員が1名以上勤務していること、機能訓練室を有し、生活機能回復訓練等を行っていること、等の要件がある

在宅療養支援診療所

- 高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また身近な人に囲まれて在宅での最後を迎えることも選択できるよう、平成18年度の診療報酬改定により新設
- 24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置しその連絡先を文書で交付、訪問看護ステーション等との連携により24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保、他の医療機関との連携等により在宅患者の緊急入院の受入体制を確保、等の要件がある

かかりつけ医

生涯に亘る住民一人一人の生活様式に応じた各種保健医療サービスを身近なところで提供する地域の医師

訪問看護・訪問看護ステーション

訪問看護とは、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者や、病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者に対し、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等がその者の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うもの。安定期で介護保険が適用される場合と、急性増悪時やがん、神経難病等により、医療保険が適用される場合がある

地域包括支援センター

- 包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を一体的に実施
- 区市町村又は委託を受けた法人が設置し、原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置することが必要
- ブランチは、旧在宅介護支援センターのような相談業務のみを所管し、サブセンターは区市町村の支所的な位置づけで、機能は地域包括支援センターと同レベルを有する

専門医

通常、5年以上の専門研修を受け、資格審査ならびに試験に合格して、学会等によって認定された医師のこと

医療保護入院

- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に定められている精神障害者の入院形態の一つ
- 精神障害者で、精神保健指定医による診察の結果、医療及び保護のために入院を要すると判定された場合に、精神病院の管理者は、本人の同意がなくても保護者又は扶養義務者の同意により、精神科病院に入院させることができる制度

措置入院

- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に定められている精神障害者の入院形態の一つ
- 精神保健指定医による診察の結果、直ちに入院させなければ自傷他害の恐れがあると認められた場合に、本人の同意がなくても、都道府県知事または政令指定市長の命令により、精神科病院に入院させることができる制度